

事 務 連 絡
平成19年3月22日

北海道開発局事業振興部 技術管理課長補佐 殿
各地方整備局企画部 技術管理課長 殿
沖縄総合事務局開発建設部 技術管理課長 殿

大臣官房技術調査課
工 事 監 視 官

工事監督におけるワンデーレスポンスの実施について

国土交通省直轄工事等において、発注者は社会資本整備にあたって社会経済情勢の動向や国民ニーズを的確に把握し明確化したうえで実現する責任と良好な社会資本を適正な費用で整備・維持し適正な方法で調達する責任があり、この発注者責任に対する建設生産システムのあり方の基本的な方向を示すものとして、「国土交通省直轄事業の建設生産システムにおける発注者責任に関する懇談会」において各種取組実施について検討されている。

この各種取組の一環として「現場の問題発生に対する迅速な対応(以下、ワンデーレスポンスという)」の実施により、問題解決の迅速化を図る必要性が検討されており、迅速な対応をすることにより効率的及び効果的な事業執行に努めることを目的としている。

つきましては、下記のとおり各地方整備局等で実施する工事において、このワンデーレスポンス実施するよう取り図られたい。

記

1 実施方法

別紙「工事監督におけるワンデーレスポンス実施要領」による。

なお、詳細な実施方法(運用)については、各地方整備局等にて組織体制や監督業務内容を勘案した「手引き」等を作成し、実施するものとする。

2 実施について

地方整備局等の実施計画に基づき、実施するものとする。

3 適用時期

平成19年4月1日から実施するものとする。

(平成18年度以前発注の0国、翌債工事も含まれる。)

(別紙)

工事監督におけるワンデーレスポンス実施要領(案)

第1編 目的

国土交通省直轄工事等の発注者は、社会資本の整備にあたって社会経済情勢の動向や国民ニーズを的確に把握し明確化したうえで実現する責任と、良好な社会資本を適正な費用で整備・維持し、適正な方法で調達する責任がある。

国土交通省直轄工事における発注者の責任と建設生産システムのあり方の基本的な方向を示すものとして、平成18年9月「国土交通省直轄事業の建設生産システムにおける発注者責任に関する懇談会」において「中間とりまとめ」(以下、「発注懇中間とりまとめ」という。)が報告されている。

この「発注懇中間とりまとめ」では、各種取組について具体化したものから順次実現させることとされており、小循環(個々の工事において品質の高い成果が確実に得られる仕組み)を構築するための具体的な取組の一項目として「現場の問題発生に対する迅速な対応(以下、ワンデーレスポンスという)の実施により、問題解決の迅速化を図る必要性が明記されている。

ワンデーレスポンスは、監督職員個々において実施していた「現場を待たせない」「速やかに回答する」という対応をより組織的、システム的なものとし、工事現場において発生する諸問題に対し迅速な対応を実現するものである。

1 品質確保への取組強化の一方策

「発注懇中間とりまとめ」の中では、発注者の品質確保への取組強化として、施工プロセスを通じた検査への転換、現場の問題発生に対する迅速な対応、適切なペナルティの検討、の3項目が掲げられている。

工事現場において、発注段階では予見不可能であった諸問題が発生した場合、対処に必要な発注者の意思決定に時間を費やす場合があるため、実働工期が短くなり工事等の品質が確保されないケースが発生していると指摘されている。そのため、発注者は「ワンデーレスポンス」の実施等、問題解決のための行動の迅速化を図る必要がある。

2 工事の効率化

公共事業の受注者、発注者に課せられた使命は「良いものを、早く、安全に、適正な価格で国民に提供すること」といえる。個々の公共工事現場において、受注者、発注者それぞれにメリットがあり、かつ誰でも取り組むことができる共通目標のひとつに、「速やかに工事を完成させる」ことがあげられる。

安全と品質を確保したうえで、受注者と発注者が協力して適切な工程管理をおこなうことにより、速やかに工事を完成させ、早期に供用開始をおこなうことでメリットが発生する。

第2編 実施における対象工事の範囲

工事種別について特に設けないが、広範な問題課題が把握できるように計画的に実施すること。

第3編 実施方法

1 基本は「即日対応」

ア 受注者からの質問、協議への回答は、基本的に「その日のうちに」とする。

イ 即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者に確認のうえ「回答期限」を予告するなど、次の段取りができるような回答をその日のうちにする。

ウ 予告した「回答期限」を超過する場合は、明らかになった時点で速やかに受注者に新たな「回答期限」を連絡する。

エ 措置し得ない事項や判断が困難な場合は、上司に相談し回答する。

オ 受注者からの確かな状況の資料等により報告を早期に受けることが前提となるため、受注者に対しても「ワンデーレスポンス」の意義と目的を周知することとする。

2 組織体制に即した方法での実施

ア 事業部門、現場担当組織により現場監督体制が異なる場合があるため、組織体制に即した方法を検討し、ワンデーレスポンスを実施する。

第4編 実施における留意点

ワンデーレスポンスは基本的に、工事施工の中で発生する諸問題に対し迅速に対応し効率的な監督業務をおこなうための取組であり、工事の監督及び検査の実施に関する取扱いや要領等を変更するものではない。

ただし、受注者にも現場の問題点、協議事項等のすばやい提出を求めるため以下の点に留意して実施すること。

1 特記仕様書への記載

特記仕様書に次の文を記載すること。

(特記仕様書 記載例)

第 条

1 この工事はワンデーレスポンス実施対象工事である。

・「ワンデーレスポンス」とは

受注者からの質問、協議への回答は、基本的に「その日のうちに」に回答するよう対応する。ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議のうえ、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうちに」にすることである。

2 受注者は計画工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督職員と協議をおこなうこと。

3 受注者は工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督職員へ報告すること。

4 効果・課題等を把握するためアンケート等のフォローアップ調査を実施する場合があります。協力すること。

第5編 その他

1 本取組の円滑な実施

発注者及び受注者は、ワンデーレスポンスの主旨を十分に踏まえつつ、その円滑な実施に努めものとする。

2 効果の検証

今後の一層効率的かつ効果的な実施方策検討に資するよう、効果及び課題の把握等をおこなうものとする。